



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024 年 12 月 25 日(水)

給与所得の源泉徴収票 人的控除を見てみよう

源泉徴収票の控除の記載

源泉徴収票とは、1年間の「給与収入」「納付した所得税額」「控除額」などが記載されている書類です。「扶養している親族が居ると税が減る」ということは知っている方が多いと思いますが、どんなルールで源泉徴収票に記載されているか、細かく見ていきましょう。

配偶者は扶養親族にあらず

配偶者とは、婚姻関係にあるパートナーのことですが、税の世界では扶養親族とは一線を画しており特別扱いされる存在です。

本人の所得や配偶者の所得によって配偶者控除・配偶者特別控除が受けられます。通常、扶養親族である場合は、所得が48万円を超えると扶養控除は受けられなくなりますが、配偶者の場合は所得が133万円以下であれば、控除が受けられます。ただし控除額は「壁」ではなく、所得が上がるにつれなだらかに下がってゆく「坂」のような仕様となっています。

「(源泉)控除対象配偶者の有無」は本人の所得が1,000万円以下で、なおかつ配偶者の所得が48万円以下の場合チェックが付きます。老人という欄があるのは、70歳以上の配偶者は控除額が異なるためです。

扶養控除の区分

「控除対象扶養親族の数」は、その名の通り、扶養している人数を表します。「特定」は19～22歳の方で控除額は63万円、「老人」は70歳以上の方、「その他」は16～18歳と23～69歳の方で控除額は38万円となります。「老人」の欄の「内」は、「老人扶養のうち、何人が同居しているか」を表しています。老人扶養で同居の場合58万円、別居の場合は48万円の控除となりますが、同居の場合でも本人又は配偶者の親や祖父母等の直系尊属以外は48万円の控除となります。16歳未満は控除額が0円ですが、支払金額が850万円超の場合「所得金額調整控除」を受けられますし、住民税の計算で必要があるため、記載されます。

年齢の数は「その年の12月31日の年齢」です。高校生や大学生などといった学年単位で計算するものではありません。

「従人」って何？

配偶者や扶養親族の欄にある「従人」の欄は、2か所以上で給与を貰う人で、主たる給与からだけでは扶養控除等が控除しきれないと見込まれる人が「従たる給与についての扶養控除等の(異動)申告」を行った場合に利用するものです。



基礎控除も計算されて「所得控除の合計額」に加算されている